

健康保険の適用除外承認申請について

厚労省の通達により、平成28年4月1日以降、年金事務所での申請の取り扱いが一部変更となりました。

- 「健康保険被保険者適用除外承認申請書」(3枚複写のうち1枚目)
- 「健康保険被保険者適用除外承認証」(3枚複写のうち2枚目)
- 「厚生年金保険・健康保険被保険者資格取得届」(3枚複写のうち3枚目)

事実があった日から**5日以内**に届出

1、2枚目は

- 「健康保険被保険者適用除外承認申請書」(3枚複写のうち1枚目)
- 「健康保険被保険者適用除外承認証」(3枚複写のうち2枚目)

事実があった日から**14日以内**に届出

3枚目は

- 「厚生年金保険・健康保険被保険者資格取得届」(3枚複写のうち3枚目)

従来通り 事実があった日から**5日以内**に届出

以上のように1、2枚目のみ期日に変更があったため、3枚目のみ先に年金事務所へ届け出る場合は、「**厚生年金保険・健康保険被保険者資格取得届**」の左肩に「**健康保険被保険者適用除外承認申請書は別途提出予定**」と必ず記載してください。

※なお、期日を過ぎても年金事務所がやむを得ないと認めた場合については従来通り理由書を添付。

●適用除外とは

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所に使用される被保険者のうち、国民健康保険組合の組合員が健康保険の保険者の承認を得ることにより適用が除外され、厚生年金保険のみの被保険者となること。(健康保険法第3条)

※適用事業所：法人である事業所(当組合に加入している税理士法人)及び任意適用を受けている個人事務所